

仁井優花後援会 会則

〔名称〕

第1条 本会は、仁井優花後援会(以下「本会」という)という。

〔事務局〕

第2条 本会の事務手続き及び会員連絡の拠点として、事務局を置く。

〔目的〕

第3条 本会は、仁井優花(以下、「仁井選手」という)のプロゴルファーとしての成長と活躍を願い、選手活動の支援やそれに伴う活動、並びに必要な用具供給や資金支援を目的に結成活動する団体である。また、スポーツ文化の振興活動に協力することを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)第3条に掲げる会員の募集活動
- (2)仁井選手への激励・報奨・育成強化活動
- (3)本会ホームページの運営、支援のための宣伝・広報活動
- (4)会員相互の親睦を図り、懇親会・交流会等のイベント開催
- (5)その他本会の目的達成のために必要な事業

〔入会〕

第5条 本会への入会は、第2条に定める事務局に対して、所定の手続きをするものとする。ただし、以下に該当する場合、入会を拒否することができるものとする。

- (1)反社会的団体に所属している者
- (2)設立趣意書及び第3条に賛同しない者
- (3)本会を除名になったことのある者
- (4)未成年で保護者の同意を得ていない者

〔会員〕

第6条 本会の会員は、法人会員・個人会員とする。

〔会費〕

第7条 本会の会費は、それぞれ次の通りとする。

- (1)法人会員・・・1口50,000円(年額)
- (2)個人会員・・・1口5,000円(年額)

〔会有効期間〕

第8条 会員の資格を取得した者の有効期間は、当該年の1月1日から12月31日までの1年間とする。

〔退会〕

第9条 本会を退会しようとする場合は、本会所定の方法により届け出るものとする。また、会員が退会した場合、または会員資格を失効した場合、すでに納入した年会費等については返還しないものとする。また、債務については免れないものとする。

〔会員特典〕

第10条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1)本会主催事業への参加
 - (2)各種イベント招待、グッズ等の贈呈、購入
 - (3)その他、本会が提供する特典
- ※入会特典(初回のみ)／オリジナルTシャツ(サイズ:L・XL・3L)

〔役員〕

第11条 本会の役員は次の通りとする。

- (1)会長1名
- (2)副会長1名
- (3)役員複数名
- (4)事務局長1名
- (5)会計1名

〔役員任期〕

第12条 役員は総会において選出し、役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

〔会議〕

第13条 会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じ臨時総会を招集する。また、会長は必要に応じ役員会を招集する。

〔会計〕

第14条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって充当する。本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

〔除名〕

第15条 会長は、会員が本規定に違反し、または本会の名誉を傷つける行為をした場合、並びに会費を滞納した場合は、本人の意思にかかわらず除名することができる。なお、この場合、会員期間が1年未満であっても、年会費等は返還しないものとする。

〔規約の改廃〕

第16条 本会則の改廃は、総会において決定する。

〔補足〕

第17条 この会則に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則 この会則は、2025年4月1日から施行